

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題

正解数	問
	／30問

事業者名	:	_____
受験者名	:	_____

【○×問題】

以下の各設問のうち、正しいものは「○」を、正しくないものは「×」を別紙の解答欄に記入してください。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。また、これを変更したときは、その日から30日以内に国土交通大臣に届け出なければならない。
2. 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送をすることができる。
3. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した時は、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
4. 一般旅客自動車運送事業者は、やむを得ない理由のある場合は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてもよい。
5. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。

6. 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。
7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。
8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。
9. 旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡したときは、すみやかにその旨を家族に通知し、遺留品を保管しなければならない。
10. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車に非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の乗務員に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。
11. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。
12. 一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中運行指示書を携行しなければならない。
13. 乗車定員十一人以上の事業用自動車の使用者は、保有車両三両以上でなければ、使用の本拠ごとに、自動車の点検整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため整備管理者を選任しなくてもよい。

【三択問題】

以下の各設問の（ ）内に入る正しい語句を [] 内から選択し、別紙の解答欄に該当するアルファベットを記入してください。

14. 道路運送法の「旅客自動車運送事業」とは、（ ）に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。
[A. 自己の目的 B. 自治体等の要請 C. 他人の需要]
15. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の（ ）をしてはならない。

[A. 割引 B. 払戻し C. 割戻し]

16. 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、() に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

[A. 運行管理規程 B. 就業規則 C. 事業計画]

17. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地 () その営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。

[A. のいずれもが B. のどちらかが C. に関係なく]

18. 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の () を受けなければならない。

[A. 免許 B. 許可 C. 認可]

19. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、() かつ懇切な取扱いをしなければならない。

[A. 公平 B. 親切 C. 丁寧]

20. 旅客自動車運送事業者は、() の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

[A. 経営の責任者 B. 事業の責任者 C. 運行の責任者]

21. 旅客自動車運送事業者は、() 状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

[A. 運転が可能な B. 集中力が欠落した C. 酒気を帯びた]

22. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、() に運行指示書を作成しなければならない。

[A. 運転者ごと B. 車両ごと C. 運行ごと]

23. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、一定の様式の () を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かななければならない。

[A. 履歴書 B. 乗務員台帳 C. 乗務員証]

24. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなつた場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを () 保存しなければならない。

[A. 一年間 B. 三年間 C. 五年間]

25. 旅客自動車運送事業者は、() 以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全

を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。

[A. 六十歳 B. 六十五歳 C. 七十歳]

26. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う（ ）を受け、報告をしなければならない。

[A. 点呼 B. 確認 C. 面談]

27. 自動車運送事業の用に供する自動車は（ ）ごとに定期点検整備をしなければならない。

[A. 三ヶ月 B. 六ヶ月 C. 一年]

28. 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から（ ）以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

[A. 十日 B. 十五日 C. 三十日]

【数字記入問題】

以下の各設問の（ ）にあてはまる数字を別紙の解答欄に記入してください。

29. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員（ ）人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。

30. 旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。）は、（ ）ヵ月以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題（解答）

- 1.（運送法9条の2）一般貸切旅客自動車運送事業を經營する者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。（ × ）
- 2.（運送法21条）一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送をすることができる。（ ○ ）
- 3.（運送法23条3項）一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した時は、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（ × ）
- 4.（運送法33条）一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。（ × ）
- 5.（運輸規則3条）旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。（ ○ ）
- 6.（運輸規則4条）一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。（ ○ ）
- 7.（運輸規則7条の2）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、運送引受書を交付しなければならない。（ × ）
- 8.（運輸規則16条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。（ ○ ）
- 9.（運輸規則19条）旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡したときは、すみやかにその旨を家族に通知し、遺留品を保管しなければならない。（ ○ ）
- 10.（運輸規則38条）旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消化器を備えたものであるときは、当該自動車の乗務員に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。（ ○ ）

- 1 1. (運輸規則 4 7 条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(×)
- 1 2. (運輸規則 5 0 条) 一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中運行指示書を携行しなければならない。
(○)
- 1 3. (車両法第 5 0 条の 1) 乗車定員十一人以上の事業用自動車の使用者は、保有車両一両以上であれば、自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため整備管理者を選任しなければならない。(×)
- 1 4. (運送法 2 条) 道路運送法の「旅客自動車運送事業」とは、(C: 他人の需要) に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。
- 1 5. (運送法 1 0 条) 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の (C: 割戻し) をしてはならない。
- 1 6. (運送法 1 6 条) 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、(C: 事業計画) に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。
- 1 7. (運送法 2 0 条) 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地 (A: のいずれもが) その営業区域外に存する旅客の運送 (路線を定めて行うものを除く。) をしてはならない。
- 1 8. (運送法 3 5 条) 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の (B: 許可) を受けなければならない。
- 1 9. (運輸規則 2 条 2 項) 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、(A: 公平) かつ懇切な取扱いをしなければならない。
- 2 0. (運輸規則第 2 条の 2) 旅客自動車運送事業者は、(A: 経営の責任者) の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。
- 2 1. (運輸規則 2 1 条 4 項) 旅客自動車運送事業者は、(C: 酒気を帯びた) 状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。
- 2 2. (運輸規則 2 8 条の 2) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、(C: 運行ごと) に運行指示書を作成しなければならない。
- 2 3. (運輸規則 3 7 条 1 項) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、一

定の様式の（B:乗務員台帳）を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。

- 24.（運輸規則37条2項）旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなつた場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを（B:三年間）保存しなければならぬ。
- 25.（運輸規則38条2項3号）旅客自動車運送事業者は、（B:六十五歳）以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならぬ。
- 26.（運輸規則50条1項）旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う（A:点呼）を受け、報告をしなければならぬ。
- 27.（車両法48条）自動車運送事業の用に供する自動車は（A:三ヶ月）ごとに定期点検整備をしなければならぬ。
- 28.（車両法52条）大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から（B:十五日）以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならぬ。
- 29.（運送法3条）道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員（11）人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。
- 30.（運輸規則36条）旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。）は、（2）ヵ月以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならぬ。